

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の一部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 Higashi
- (2) 代表者 代表取締役 東 秀明
- (3) 所在地 大阪府阪南市箱作 2500 番地

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスピース
- (2) 所在地 大阪府阪南市自然田 927 番地 4
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 処分年月日

平成 30 年 12 月 19 日

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

平成 30 年 12 月 20 日から 3 か月間

5 処分の理由

- (1) 人格尊重義務違反

指定障害児通所支援事業所の従業者により、サービス提供時間中に、利用児に対して虐待行為を行ったことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号に該当するため。